

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加など社会構造の変化とともに、地域のつながりは希薄化しており、社会からの孤立が、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。

そうした中、誰もが人を大切に、お互いを認め合い、そして見守り、支えあうことで、安全で安心な地域を築き、健康でいきいきした暮らしを送ることができます。このようなまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、関係団体、事業者、市民がともに手を取り合い、活動していくことが必要です。

地域福祉を進めるうえで、人がつながり、地域がつながり、そして社会とつながることによって、誰にでも温かい手が差し伸べられるしくみをつくっていくことが大切です。甲賀市では、市民幸福度の高い暮らしを実現し、またそのような暮らしを次世代へ受け継いでいくまちを目指すため、新しい地域福祉計画の基本理念を『人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀』と定め、計画を推進していきます。

基本理念

人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを
未来へつなぐまち あい甲賀

2 重点課題

市民アンケート調査等による本市の現状および今後顕著化することが考えられる人口減少・少子超高齢社会の到来、家庭や地域機能の脆弱化等といった課題から以下を重点課題と捉えました。

(1) 持続可能な地域福祉システムの構築

- ・ 親密な近所づきあいができていない人や経済的に不安を感じている人が増加しており、それに伴い地域の活動やボランティアへの参加が困難となり、活動を支える担い手が不足するといった問題が顕著化しています。そのことから、地域コミュニティの再生や地域の社会資源がつながりを持って課題を共有し、解決ができる、持続可能な地域福祉システムの構築・推進が必要です。

(2) 地域の力で支援する地域包括ケアシステムの構築

- ・ 高齢化が進み、要介護認定者や認知症高齢者が増加する中、医療・介護分野の改革に対応し、全ての高齢者や要支援者が“住み慣れた地域”で医療や介護、生活支援サポートや福祉サービスを受けられるよう、関係機関が連携し地域で支援する地域包括ケアシステムの構築・推進が必要です。

(3) 複雑化多様化する問題への総合的な相談支援体制

- ・ 困りごとについて身近に相談できる相手がいないという人が少なくなる一方、市等の相談窓口による相談件数は増えています。しかしながら、ひとり暮らしの人や男性を中心として相談相手がいない人もおり、ひきこもりなど社会的孤立といった問題を抱える人がいます。そのことから、相談窓口の広報、周知等をさらに行うなど、誰もが相談しやすい仕組みづくりの推進や制度の狭間にいる方への支援が必要です。

(4) 地域全体で取り組む子育て支援の充実

- ・ 子育てに不安を感じている人が増えてきており、ひとり親家庭への周囲の理解不足等も課題となっています。そのことから、さまざまなニーズに対応する相談窓口や支援の充実、理解促進に向けた広報、啓発等、妊娠・出産期から子育て期まで切

れ目のない支援体制づくりを進め、このまちで子どもを産み、子育ての楽しさが実感できる環境整備が必要です。

(5) 災害時における避難行動要支援者への支援

- ・ 市民や地域の中で防災への取組、関心が高まる一方で、高齢者等の避難についての配慮を求める声も強まっています。そのことから、市民に対して防災への意識向上を継続的に図るとともに、地域における自主防災組織の活動促進や避難行動要支援者同意者名簿の活用を推進する等、多発する自然災害に備えた避難行動要支援者への支援の更なる取組の強化が必要です。

(6) 誰もが外出しやすい支援の整備

- ・ 高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりや買い物、医療機関等の利用に伴う公共交通機関の利便性を向上することが課題となっています。そのことから、施設等の環境整備を推進することやコミュニティバス等の公共交通機関の運行が利用者のニーズに合うよう見直すこと等によって、外出しやすさ、利用しやすさをより向上させることが必要です。

3 課題解決に向けた基本方針

甲賀市らしさを活かした地域福祉を作り上げていくため、4つの基本方針を定め、さまざまな取組を進めていきます。

基本方針 1 地域で支えるしくみづくり [しくみ]

地域の強みを活かし、見守りや支えあいのしくみを強化することで、支援を必要とする人を早期に発見します。

多世代、団体間の交流を通じて、地域のつながりの輪を広げるとともに、連携を図ることで地域課題を共有し、取組の拡大につなげるなど、誰もが住み慣れた地域で安心な暮らしができるしくみづくりを推進します。

基本方針 2 地域福祉を支える人づくり [ひと]

地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動する場を支援するとともに、次代を担う子どもへの福祉教育の充実を図り、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。また、福祉、保健等の専門的な人材の育成・支援を充実することにより、地域福祉を支える人づくりに取り組みます。

基本方針 3 適切な支援へつなげる体制づくり [ネットワーク]

誰もが福祉、健康等に必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑化多様化する問題に対する総合的な相談窓口の充実を図り、適切な支援につなげます。

また、生活困窮者やひきこもり等、制度の狭間にいる方に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の支援ネットワークづくりを強化します。

基本方針 4 健康で安心な生活ができる暮らしづくり [くらし]

高齢者や障がいのある人等の社会参加を促すことで生きがいややりがいを見出し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう支援します。また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、地域の中で子どもからお年寄りまで健康で安心できる暮らしづくりを推進します。

4 計画の体系

